

第6期嬉野市農業委員会
第6回定例総会議事録

令和4年 1月5日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第6回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	五町田一本黒木 田・畑の嵩上げ	R4. 1. 5	報告
	2	五町田一本黒木 外1筆 田・畑の嵩上げ	R4. 1. 5	報告
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出		
	1	岩屋川内碓石 茶空間体験施設	R4. 1. 5	報告
報告第3号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	久間丹生野 外36筆 鉄塔建替工事	R4. 1. 5	報告
	2	岩屋川内野仁田 携帯電話基地局設置	R4. 1. 5	報告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田小畑 外10筆	R4. 1. 5	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定（中間管理機構）		
	市1	久間一本谷外2筆 所有権移転	R4. 1. 5	承認
	塩1~20	久間二本松 外44筆 賃借権・使用貸借権	R4. 1. 5	承認
	嬉1~12	岩屋川内平重 外33筆 賃借権・使用貸借権	R4. 1. 5	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	下宿高尾下 外1筆 売買	R4. 1. 5	許可
	2	下野一本松一 外1筆 贈与	R4. 1. 5	許可
	3	久間松箆 売買	R4. 1. 5	許可
	4	不動山山崎 売買	R4. 1. 5	許可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	谷所五本杉 社員駐車場	R4. 1. 5	許可
	2	吉田寺辺田 駐車場	R4. 1. 5	許可
	3	下宿一本松 外3筆 土地区画整理事業	R4. 1. 5	許可

	4	下宿一本松	土地区画整理事業	R4. 1. 5	許 可
	5	下宿三本松 外 1 筆	土地区画整理事業	R4. 1. 5	許 可
	6	下宿三本松 外 5 筆	土地区画整理事業	R4. 1. 5	許 可
	7	下野三本松 外 1 筆	資材置場	R4. 1. 5	許 可
	8	下野三本松	資材置場	R4. 1. 5	許 可
議案第 5 号		非農地証明願について			
	1	下宿鷹ノ巣 外 1 筆	駐車場	R4. 1. 5	許 可
	2	下宿一本栗	宅地拡張	R4. 1. 5	許 可
	3	下宿四本桜 外 1 筆	原野	R4. 1. 5	許 可

第6期嬉野市農業委員会 第6回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 1月 5日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 1月5日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 1月5日 午後3時10分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	
2	西田 昭義	○	議事録署名	9	永尾 文治	○	
3	山口智佐代	○	議事録署名	10	團 達美	○	
4	峰 正己	○		11	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○		12			
6	前田 安一	○	事前審査班長 憲章朗読				

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	三根 拓己	×	主査
永田 良子	○	主査	百武 万亀子	○	会計年度任用職員

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

整理番号1番について、この案件は〇〇委員の申請でありますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に入室・着席ください。(〇〇委員退室)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページ、整理番号1番です。

申請人は、五町田第4の 〇〇 〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 一本黒木 〇〇〇〇番

地目は田、面積は450㎡です。

事由は、田の嵩上げ、田を畑に転換(水が引かないため、嵩上げて畑として利用する)ということです。

隣接は、東は雑種地、西は道路・雑種地、南は道路、北は雑種地・里道 です。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

この件について、12月27日に第1班、第2Gr で実施した事前審査の結果について、前田 安一 委員、班長として報告をお願いします。

班長

27日寒い中に参加していただきありがとうございました。〇〇さんのとこです。真正面に見えるのが自宅です。そこの前の三角になっているところ、これを嵩上げしたいという申し出でありまして、ここはですね水路が向こうの道路と並行して走っている関係上、嵩上げて畑にしたいということで、みなさんのごしんぎのほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委員

高さ的にはどれくらいですか

地域担当・班長

道並みです。約50cmから高いところで1mです。

議長

東長の並びの高さでやったね。

委員

50cmでぎりぎりですたいね。その辺はどこまで申請が必要ですか。50cmでもせばならんと。

事務局

申請では1m となってます。50cmまでは申請も届け出もいらぬですよってってるんですけど。

委員

申請は1m としてあつけんが、現況と合わんじゃなかですか。

事務局

高くても1m としてあつです。

委員

高くても1m でおかしゅうなか。実際50cmなら50cmで書かんばいかんとじゃなか。あんまい曖昧じゃ若干おかしかてきのすつけんね。

委員

〇〇の里道ですかね、自分とこに入るくらいの高さということですね、手前は低っかですもんね。歩道よりやっぎ1m ぐらいなるけんですね。一応手前の自分とこにはいるための道の方の高さに合わせるますということです。

委員

50cmであれば申請せんでて言う話ですたいね。県道並みは1m であろうばってんが、50cmもないなら申請せんばならんとかなくて、ただ単に埋め立てをしてもよかとかなくて思いましたので質問しています。

事務局 ○○さんに関しては、田を畑に転換するのも一緒にあったので、作物をされて収穫されたら畑に地目を変えられる届もされてます。それで、嵩上げと同時に見ております。農業委員会の証明がなければ地目を畑に変えられないのですね。と言うことで今回の申請になります。

委員 はい、わかりました。
議長 立場上、農業委員と言うこともあって、50cmという微妙な高さもあつたりするので、申請をしたいと本人の意向もあるようです。

議長 他にありませんか。
委員 「無し。」と呼ぶ者あり。
議長 無いようですので、質疑を終結し、報告第1号 整理番号1番を終わります。○○委員、入室してください。

.....

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号2番です。
申請人は、五町田第4の ○○ ○○ 様です。
所在地は、大字五町田 一本黒木 ○○○○番 外1筆
地目は2筆とも田、面積は合計で653㎡です。
事由は、田の嵩上げ、田を畑に転換（水が引かないため、嵩上げて畑として利用する）ということです。
隣接は、東は宅地・畑、西・南は道路、北は水路 です。
図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 この件について、宮崎委員、地域担当委員としての説明、意見を願います。

地域担当 ○○さんの裏の田んぼでした。20年ぐらい作らんでですね、畑にしようと言うことで、申請をされました。推進委員もですね、大区長をされていたので、そのへんも説明してもらいます。

推進委員 水路・里道は確実に残して、土留めをして埋め立てたいと。私的には独断問題ないと思います。

議長 続いて、事前審査の結果について、前田 安一 委員、班長として報告をお願いします。

班長 ここも、今まで田ということで、20年以上もしていないということで、前の写真で見えますように、水路はそのまま残して下までするということで嵩上げだけです。そして、ぎゃんとこにやという場所でありました。横もずっと畑で○○さんの畑でありまして、これを埋め立ててしまうとう感じで、それで畑に転用したいということでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。
委員 隣接者の承諾は取れてますか。

議 長

続いて、事前審査の結果について、前田 安一 委員、班長として報告をお願いします。

班 長

場所は、堤の上なんですけど、現場の方にはですね、いったけんて見えんやっただけん、手前から確認いたしました。それで、19, 20ですかね、ページ数が15ページ、14ページを見ていただくと移動が分かります。地域担当の〇〇委員さん、説明してもらってよかでしょうか。

推進委員

ここは車でも行かれんし、歩いてもイノシシさんとかないかも遭遇しました。大変危ないところですし、まあそれで、離れて全部見えるところから説明をいたしました。ちょっとむつかしかと思いますけどよろしく願いいたします。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、質疑を終結し、報告第1号 整理番号1番を終わります。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸し手人は、大野原の 〇〇 〇〇 様。

借り手人は、東京都世田谷区の 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇統括部 部長 〇〇 〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 野仁田 〇〇〇〇番

地目は原野（現況 畑）、面積は31㎡のうち2.25㎡です。

用途目的は、携帯電話基地局設置です。

事由は、周辺地域に良好な携帯電話サービスを提供するため、携帯電話基地局を設置したいということです。

隣接は、東は畑、西は田、南は道路、北は畑 です。

図面は16ページから17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、永尾委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここもですね後日、〇〇推進委員さんに連れられて行ってまいりました。そこで、もう、現に済んでいました仕事は。済んだとになんで今頃 逆なやり方じゃなかかなと思いましたが、〇〇さん後はお願いします。

推進委員

何か問題ありますかと皆さんにお聞きしたときに、問題なかよと言われたんですけど、もう建ってしまってるのを見て、申請して建つのではないかなと思っ

委 員

とったんですけど、そこを逆にお尋ねしたいなと思って。特に問題はないです。申請してから仕事をするとは違ってんが、出来てから申請するこういう時は、ど

事 務 局

ぎゃんなってですか。農地転用許可不要届と言うのに入ります。無線基地とか携帯電話の電波これは

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 農地中間管理機構をとおした、所有権の移転について、整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

つぎに、別添の表2ページから4ページ、利用権設定塩田町の分です。皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から20番までについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から20までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページから4ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から20番までについて です。

貸し手人は 牛間田の ○○ ○○ 様、外18名様、

借り手人は 牛間田の ○○ ○○ 様、外8名様です。

所在地は、大字久間 二本松 ○○○○番 外44筆、

地目はすべて田で、面積は合計で48,667㎡です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は5年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から20番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から20番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から20番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表5ページから6ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から12番までについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 山内町の ○○ ○○ 様

譲受人は 下吉田の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字下野 一本松一 ○○○○番 外1筆 地目は田と畑、

面積は、田が2,991㎡ 畑が1,209㎡合計で4,200㎡

譲渡理由は親族間の贈与、譲受理由は経営規模拡大のためです。

図面は23ページと24ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 京都府の ○○ ○○ 様

譲受人は 南下久間の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字久間 松箆 ○○○○番、 地目は田、

面積は1,041㎡

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大のためです。

売買価格は、反当たり48,031円、全体で50,000円です。

図面は25ページと26ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

東は宅地（雑種地）、西は畑、南は里道、北は畑・道路 です。
親子による使用貸借です。
図面は33ページと34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

宮崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。
谷所の山口 ○○○○の駐車場として使いたいということで、申請がだされま
したけれども、ここはですね、下もですね駐車場にしておられます。地元の推
進員がしっかり説明されると思います。

推進委員

○○○○さんの従業員、社員が32名ほどいて、駐車場が足りないということ
でしたので、会長の○○○○さんが自分の土地を貸し付けるとのことでした。
よろしくお願いします。

議 長
班 長

続いて、事前審査の結果について、前田委員、班長として報告をお願いします。
○○さんが申された通り親子間ということで、従業員が30人以上と言うこと
で、下も駐車場として利用されています。上の方にも駐車場と言うことで、現
状で駐車場にするということです。向こうの方は、道路に直接出られないよう
にこっちの方で出入りをですね、写真の手前のほうですね、向こうは鹿島吉田
線の県道になっております。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

譲渡人は 谷の ○○ ○○ 様、

譲受人は 真上吉田の ○○○○

代表 ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字吉田 ^{てらべた} 寺辺田 ○○○○番、地目は畑、面積は557㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、申請地は現在休耕地である。参道に面しており譲渡人の希望により無
償にて贈与されるもので、不足している駐車場用地として転用したい とい
うことです。

東は畑、西は雑種地、南は参道、北は畑・水路 です。

図面は35ページから36ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

松元 委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

ここは参道の際にあたるところでありまして、現在も荒れてる状態で、畑もし
とうなかけんお寺の方に贈与したいということで、転用して駐車場にしたいとい
うことです。自分の畑は上の方にありまして、そこの分が少し崩れているもので、
石垣をした方がいいんじゃないかと言うことで、言ったところです。別に自分の
所ですので崩れても関係はないということで、説明はされてあるんですけど、駐
車場が狭くなるよてことは言ってきました。別に問題はないと思うんですけど。

議 長
班 長

前田委員、班長としての報告をお願いします。

松元委員さんが言われた通り、自分の上の駐車場も自分のもの下も自分のもの
ということで、崩れてもあいはないということですが、基礎の部分石垣を一
段か二段積んでもろうたほうが、見た目にも安心やし、今での崩るっごとしとつ
たいねて言う話をしました。それで、和尚さんは、別に大丈夫ですよて言われた
んですけど、審議のほどよろしく申し上げます。

委 員

私も同行して見に行きましたけど、やっぱしですね下が推進委員さんがおられま
すけど、ちょっとあんまいひっちいとっけん、自宅に新しかあの家ですね、崩れ
た場合あそこに行くかもわからんですよていうたばってん、どうかなあて思うて
こっち側にね、まちかっ綺麗にこう見た目のよかごと、向こうの方は綺麗に積
んであんもんね、その間に水路のはしとったけんが、向こうのごと土留めばす
っぎ大丈夫とおもうばってんが、そのへんはしっかり言うてきたろ

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番から6番までは同一案件ですので一括して説明いたし
ます。

譲渡人は 原町の ○○○○

理事 ○○ ○○ 様、

譲受人は 原町の ○○ ○○ 様です。

整理番号3番(3-1 街区) 所在地は 大字下宿 一本松 ○○○○番 外 3 筆、

地目はすべて田、面積は合計で 2,421 m²です。宅地を含む 3-1 街区は議案書 3 1 ページ(別紙 3-1 街区)をご参照ください。

農地区分は第 3 種農地、用途目的は土地区画整理事業です。

東は宅地、西・南は道路、北は道路・河川 です。

整理番号 4 番(3-2 街区) 所在地は 大字下宿 一本松 ○○○○番、地目は田、面積は 1,173 m²です。宅地を含む 3-2 街区は議案書 3 1 ページ(別紙 3-2 街区)をご参照ください。

農地区分は第 3 種農地、用途目的は土地区画整理事業です。

東は公園用地、西・南・北は道路 です

整理番号 5 番(4-1 街区) 所在地は 大字下宿 三本杉 ○○○○番 外 1 筆、地目は 2 筆とも畑、面積は合計で 689 m²です。宅地を含む 4-1 街区は議案書 3 2 ページ(別紙 4-1 街区)をご参照ください。

農地区分は第 3 種農地、用途目的は土地区画整理事業です。

東は鉄道用地、西は水路・道路、南は交通広場用地、北は水路 です

議案書 3 0 ページ 整理番号 6 番(別紙 7 街区) 所在地は 大字下宿 三本杉 ○○○○番 他 5 筆、地目はすべて田、面積は合計で 2,530.87 m²です。宅地を含む 7 街区は議案書 3 2 ページ(別紙 7 街区)をご参照ください。

農地区分は第 3 種農地、用途目的は土地区画整理事業です。

東は保留地、西は道路・鉄道用地、南は宅地・雑種地、北は道路 です

事由は、平成 26 年より農地法の許可(使用貸借)を受け、土地区画整理事業を施工しているが、土地取得にあたり、公有地拡大の推進に関する法律の規定により土地開発公社が先行買収(H26~)を行っていた。この土地については、○○○○が駅周辺整備を行うために必要とした土地であり、土地利用の目的である駅周辺整備の目途が立った時点において、○○○○が買い戻す予定であった。また、駅周辺整備においては、公共で整備を行う施設のほか、民間の事業者土地を賃貸し、民間の資金で建物を建設し、民間が運営する施設の整備を行い、官民連携による整備を予定している。公共施設の土地や民間事業者との賃貸借契約を行うには、権利関係上支障があることから○○○○に所有権を移転する必要があり申請を行うもの ということです。

全筆について顛末書が添付されています。

売買価格は、反当たり 23, 532, 741 円、

全体で 292, 250, 285 円です。

図面は 37 から 42 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

今説明のあった通りですね、官民連携で事業を行うということです。図の説明を受けましたけど、国道沿いの方に道の駅ができる予定だということです。そし

て、新幹線の駅の方にホテルが建つ予定と聞きましたけど。見てもらえばわかると思いますけど、よろしくお願ひします。

議 長

前田 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

これは嬉野新幹線駅の真正面の土地とですねその裏の区画がありました。前の方は道の駅ができるんですかね、そういうなかの農地があったということで、転用許可と言うことです。橋の方に温泉のボーリングをしてお湯が出たということで、足湯とか手湯ができる予定と言うことです。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

これは、〇〇〇〇が購入すつと

議 長

〇〇〇〇が代行買ひして、市が買ひ戻して

委 員

〇〇が買ひ戻したその土地を民間に貸すと 道の駅は、道の駅も〇〇〇〇

事務局

道の駅は、そこは〇〇〇〇になります。

委 員

民間の方に貸すということやったですけど。

事務局

民間の方がホテルとかですね

委 員

そういうことか ただ貸すだけ 建物は自分で建てろてやったら

事務局

契約をされた方が建物を建てられます。

委 員

こい、5条申請せんばならんと

事務局

1回、26年と28年に許可が出ている分は、使用貸借で出ています。一般の所有者と〇〇〇〇です。

委 員

そいならさ、〇〇が農家から購入した時点で申請せんばいかんやったとじゃなか。

事務局

施工者が〇〇〇〇だったので、公拡法という法律で買収

委 員

あその〇〇〇〇と同じごた考えでよかと

事務局

そうですね。使用貸借のままでは所有権移転ができない。先にできた部分があるので顛末書がついているんですけど、きれいに〇〇〇〇に所有権を移転するという申請について出ている分になります。これは、県と協議済です。

委 員

顛末書の意味はどぎゃん意味

事務局

先に法務局で所有権移転が〇〇〇〇に変わった分があるということで付けてもらってます。

委 員

〇〇〇〇で登記をしてあつてこと。

事務局

はい。

委 員

そいはなし解つたと。

事務局

問題なく通つたのは疑問ではあつたんですけど、本来なら手続きがあつてからの

委 員

顛末書ではそういった意味での顛末書

事務局

そうです

委 員

はい解りました。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番から6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番から6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書30ページ 整理番号7番です。

譲渡人は 下野の ○○ ○○ 様、

下野の ○○ ○○ 様

譲受人は 下野の ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字下野 三本松 ○○○○番 外1筆 地目は田と畑、

面積は、田が 300㎡・畑が 253㎡ 全体で 553㎡

農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場です。

事由は、既存の資材置場が手狭となったため、申請地を別途資材置場として転用したい ということです。

東は水路・道路、西は水路・畑、南は田（雑種地）、北は水路 です。

売買価格は、反当たり318,949円、

全体で170,000円です。

図面は43ページから44ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

地目は、田と畑となっておりますけど、○○○○さんの分は植林されてだいぶなった状態で、なっております。それでですね、○○○○さんの分は畑だったんですけど、一段下がった状態の所にあるので土留たいということで、手前の方に谷川が流れておりますので、大水の時に、想定してですね大きいヒューム管を入れてですね、入れてくださいとお願いいたしました。手前が道路になっておりますので、土留ないと利用価値がない状態やったんですけど、○○さんて左官、土建みたいな仕事をされていますので、そののあたりは工事は間違いないと思えますけど、そして、上の方の○○○○これも植林されてだいぶなっている状態ですけど、伐採をしたいということです。後で説明があったんですけど道の側溝を作りたいと説明されました。大丈夫だと思いますけども、工事してもらえばですね。審議よろしくお願ひいたします。

委員

水路は、水路らしくしてもらいたかなと思いました。

議長 当事者が、〇〇さんやったもんね。そういったことで、〇〇の立場で話を
していいよんしゃったたいね。

議長 前田 委員、班長としての報告をお願いします。

班長 團さんの言われた通り、下んとは次のあいですけど、上の分は別に問題ない
と思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 そこを資材置き場にするためには埋め立てんばいかんとでしょ。そこの水路
もことは、土管か何かはめるて言うことで申請はなっているんですか。

地域担当・班長 ヒューム管の大きいやつをお願いしたいということ。

委員 お願いしたいということは、お願いしたいは当然こっちの要望ですたいね。
で、申請の方ではどうなっていますか。そのへんは。

事務局 事前審査に反映した図面は届いてないです。当初の計画内容だったんで。
委員 今のように申請にお願いをしたいと了解をしとんさっかわからんばってが
ですよ、あくまでの言葉上のあいやっけんが、ぴしゃっと図面として残した
方がいいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

事務局 そのようにお願いはしているところであります。

地域担当・班長 本人にあって言っときます。

議長 そいけん、大きなマンホールをうめるのか、かいとうの高いU字
溝を入れてするのか、どっちかになっておもうばってん、そこらへんを書類的
にだしとかんぎ、不十分じゃなかろうかと言う中島委員の意見やっけんさ、そ
れは、事務局からも再度請求をしてもらって条件を整えてください。

議長 他にありませんか。

委員 〇〇〇〇の周りにぐるっとあるのは水路の図面ですかね。

図面上水路がありますので、埋め立てで曖昧にならんようお願いします。

委員 そこも埋めたつとでしょ。

事務局 水路はさわらっさんです。

委員 さわらあじ埋め立つぎ 低くうなかと。

事務局 水路側は埋めない。水路として残る分は盛り土を

委員 そのへんの図面ばですね。横断ないとん取ってもらわんとわからんじやなか
ですか。

議長 現場で、〇〇さんにですね、水路ば埋め立てる場合は、下流域に対してあぶな
かけんそのあたりは、しっかりしとかんばいかんですよて話は現場でしとっば
ってん、書類的に整とらんでやっけんさ、そいは求めんぎいかんたいね。農業
委員会としてもこういう意見がありましたと言うことで。

事務局 横断図面で見ますと、水路から若干ひてから法面で埋め立てる図面になって
おります。基本的には、水路はいじらなくて、水路の方に勾配を付けて雨水はそ
ちらに流す計画になっています。

委員 水路はひねらんで言うことたいね。
事務局 はい。法面と言うことになっておりますので。
今、使われてない水路は払下げ要件になっています。
手前の方が、既存のままで利用されるということになってます。
委員 現地で、よう解らんけんの話ですよ。
事務局 山手の方の水路は見えんやっただですよ。道路側はあります。
地域担当・班長 議長いいですかね。上の方は、図面上は水路がありますが、実際は山になっ
てしもうて全然水路というあいはありませんでした。確認を取ってもですね。
もう、山と繋がった状態で、今、問題になっているのは下んと次の議案でしょ。
7号議案の方は、上の方です。

委員 払下げ申請は その関係でここを埋め立っけて農業委員会は当然ですけど
事務局 も建設課と協議ばしてあつとですか。
委員 ○○○○さんが入っておられますので、建設課には行ったと言われてました。
議長 そいぎよか。建設課と現地を見たりすると思います。問題ないと思います。
公有水面とか取付の問題があるけんね。それでは、いろいろと質問、ご意見を
いただきましたけども、今でたことについても図面なり、公有水面境界の立ち
合い再度なり、團委員そこらへんはきづいてもらって、○○さんの方にも
伝えてもうと同時に、事務局の方もそういう対応をお願いします。

議長 そういったことで、採決に入りたいと思います。整理番号7番については、原
案のとおり許可相当とすることにいくらか条件付きにはなりますが、異議のない
委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....
議長 次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号8番です。
譲渡人は 下野の ○○ ○○ 様、
譲受人は 下野の ○○ ○○ 様です。
所在地は、大字下野 三本松 ○○○○番 地目は田、
面積は 389 m²
農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場です。
事由は、現在借地している資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場と
して転用したい ということです。
東は水路・道路、西は水路・山林、南は原野（雑種地）、北は畑 です。
売買価格は、反当たり308,483円、

います。どうかよろしく申し上げます。

議 長
地域担当

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

今、山口委員の説明の通りでございます。現地はすでに駐車場になっておりまして、当然雑種地の課税をしてあるだろうと判断しております。遅くなったので、当然始末書も提出してあります。以上でございます。

議 長
地域担当・班長

前田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

ここはもう現在駐車場という感じでございます。別に以上はないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

申請人は 今寺の ○○ ○○ 様

所在地は、大字下宿 一本栗 ○○○○番、

地目は畑、 面積は 450 m²。用途目的は、宅地拡張です。

事由は、昭和63年9月頃に宅地の一部として整備する際に転用申請すべきであったところを、認識不足によりそのまま転用してしまいました。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東は宅地、西は山林、南は畑、北は宅地 です。

図面は50ページから51ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

ここはですね、○○○○さんのちょうど裏の所ですけど、御覧のとおり、畑と宅地の段差がありますので、だぶん昔は削ってこの石垣を積み込んだと思うんですけど、別にですね、宅地の一部です、大丈夫と思います。よろしく申し上げます。

議 長
地域担当・班長

前田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

スクリーンをご覧ください。あそこがですね、壁ギリギリ茶畑なんです。それでもう、とにかく宅地と畑がですねもう隣接も隣接、ぺたっとひっついとった状態です。それで、非農地と言うことで、宅地の方にしてくださいということです。手前の方もですね、石垣の段のついとるところも、そういうふうにか

と畑との境を非農地証明お願いいたしますということです。以上、よろしくお願
いいたします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 非農地証明願について 整理番号2番については、原案のとおり
非農地証明することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

申請人は 今寺の 有限会社〇〇〇〇

取締役 〇〇 〇〇 様

所在地は、大字下宿 四本桜 〇〇〇〇番 外1筆、

地目はすべて畑、 面積は全体で2,550㎡。用途目的は、原野です。

事由は、平成12年頃より現状のままにより原野化している状態である。農地
への復元も不可能であり、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いした
いということで、始末書も添付されております。

東は山林・畑（雑）、西は原野・畑・山林、南は雑種地・山林、北は原野・畑・
山林 です。

図面は52ページから53ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

場所はですね、ちょうど〇〇〇〇の〇〇〇〇の裏手になりますけど、御覧の通
り、山林としとうですもんね草の荒れた状態です。そういうことでよろしくお
願いします。

議 長

前田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

地域担当・班長

先ほど團委員さんから説明がありました通り、〇〇〇〇の〇〇〇〇の真裏の所
です、ここ農地とかなんとかじゃなくともう原野になってます、何十年も
前から、その証明と言うことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

現況調査の時には、原野にしとったですか。

地域担当・班長

今の状態です。

